

地震や風水害等による災害が発生した場合には、速やかに被害の拡大防止と被災した施設の早期復旧を行うため、六甲砂防事務所は兵庫県建設業協会と『災害協定』を取り交わしています。災害が発生した場合の緊急対応について意見交換会を行いました。

概要

日時：平成25年7月19日（金）

14:30～16:00

場所：六甲砂防事務所内

参加人数：11名

主催：六甲砂防事務所



○災害時の連絡体制

六甲砂防事務所は、大雨等の情報にもとづいて防災体制に入りますが、重大な被害の発生が予想される場合である第二警戒体制という体制に入った段階で、協会に事前連絡することを確認しました。これは、出動要請を受けて速やかな出動ができるように、準備時間を確保することを目的としています。ただし、事前連絡をした時点では、災害の状況や規模が予想できないため、応急対策のための準備をどの程度まで整えるのかが、今後の課題として確認されました。

○災害時の出動体制

大規模な災害が発生した場合、協会は六甲砂防事務所からだけでなく、県や市から協力要請を受けることが想定されます。連絡を受けたところから順に対応するのが現実ですが、緊急性に応じた調整が必要になるとのご意見もいただきました。



六甲山地で災害が発生した場合には、資機材の用意や復旧作業が必要となります。六甲砂防事務所は、地元建設業の方々にも協力いただいで、対応に取り組んでいきます。

【お問合せ先】

国土交通省 近畿地方整備局
六甲砂防事務所 調査課

〒658-0052 神戸市東灘区住吉東町3-13-15
TEL：078-851-0535

